

# 公益社団法人静岡県薬剤師会旅費規程

平成 24 年 4 月 12 日 制定  
平成 26 年 3 月 13 日 一部改正

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人静岡県薬剤師会（以下「県薬」という。）の役員及び職員等（以下「役職員等」という。）が県薬の用務のために旅行する場合の旅費の支給に関し、必要な事項を定める。

(旅費の種類)

第 2 条 旅費の種類は、次の 2 種類とする。

- (1) 国内出張旅費
- (2) 外国出張旅費

2 旅費は、日当、交通費及び宿泊料（食事料金を含む）とする。

(旅費の支給)

第 3 条 役職員等が出張したときは、当該の役職員等に対して旅費を支給する。

(旅費の計算)

第 4 条 旅費は、業務遂行上最も経済的な経路及び方法によって計算する。ただし、業務の都合又は火災、交通事故その他やむを得ない事由で予定の経路によることができないときは、実際に経過した経路及び方法によって計算する。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合には、現に旅行した経路及び方法によって計算することができる。

(旅費の分担)

第 5 条 旅費の全部又は一部について他から支給される場合は、この規程により計算された金額との差額を支給する。

## 第 2 章 国内出張旅費

(日当、交通費及び宿泊料)

第 6 条 国内出張旅費の日当、交通費及び宿泊料は、別表第 1 に定める額とする。

2 前項に規定する交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。

(鉄道賃)

第 7 条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下「運賃」という。）、特別急行料金、普通急行料金及び指定席料金とする。

- (1) 運賃は、その乗車に要する料金とする。
- (2) 特別急行料金は、特別急行列車を運行する路線により出張する場合であって、片道 45 k m 以上のもの。
- (3) 普通急行料金は、普通急行列車を運行する路線により出張する場合であって、片道 45 k m 以上のもの。
- (4) 指定席料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する路線により出張する場合であって、片道 100 k m 以上のもの。

(船賃)

第8条 船賃の額は、次の各号に規定する運賃、寝台料金及び指定席料金とする。

- (1) 運賃は、その乗船に要する料金とする。
- (2) 寝台料金は、夜間船舶を利用して出張する場合とする。
- (3) 指定席料金は、指定席料金を徴する船舶を利用して出張する場合とする。

(航空賃)

第9条 他の交通期間と比較して、運賃、出張日数の短縮等経済的かつ合理的な事由がある場合、又は業務上必要がある場合は、航空機の利用を認める。

2 航空賃の額は、その搭乗に要する運賃の額による。

(車賃)

第10条 出張中に、タクシー、バス等を利用する場合であつて、特に業務上必要と認めるときは、その事実の証明ができるものに限り、その実費を支給する。

(日当)

第11条 日当は、出張した日から帰着当日までの日数により支給する。ただし、午前中に帰着した場合は、その日の日当は2分の1額とする。

2 役職員等のうち、職員にあつては片道5 km以内の地域への出張は、日当は支給しない。

(宿泊料)

第12条 宿泊料は、宿泊日数に応じ、所定の料金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、夜行鉄道又は夜間船舶若しくは航空機を利用したときは、特別に必要があると認める場合を除き、宿泊料は支給しない。

(長期出張)

第13条 業務上同一地域に引き続いて出張するときは、最初の10日は所定の日当及び宿泊料を支給し、10日を超えるときはその80%額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、10日を超える場合であっても所定の額を支給することができる。

(自家用車による出張)

第14条 役員等の自家用車を利用して出張した場合は、業務上必要があると認めるときは、その事実が証明できるものに限り、燃料費、有料道路使用料及び修理費の実費を支給する。ただし、交通費は支給しない。

(出張中の事故)

第15条 出張中に負傷、疾病、天災その他やむを得ない事故のため、出張の途中で日程以上の滞在をしたときは、その事実の証明ができるものに限り、その間の日当及び宿泊料を支給する。

2 やむを得ない事故により多額の出費を要し、所定の旅費をもって支払いすることができないときは、その事実の証明ができるものに限り、その実費を支給する。

### 第3章 海外出張

(日当及び宿泊料)

第16条 海外出張旅費の日当及び宿泊料は、別表第2に定める額とする。

(鉄道賃等)

第17条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃等は、国内出張旅費の区分に準じて支給する。

(渡航手続費等)

第 18 条 外国の出張に伴う予防接種、旅券の交付手数料、旅行傷害保険等の費用は、その事実の証明ができるものに限り、その支払った額を支給する。

#### 第 4 章 補 則

(旅費の調整)

第 19 条 会長は、この規程の定めるところにより旅費を支給した場合に、特別の事情又は当該出張の性質上、不当に出張の実費額を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することになるときは、その実費を超える部分又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(委任)

第 20 条 この規程に定めのない事項は、会長が理事会の決議を経て処理する。

(制定及び改廃)

第 21 条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 社団法人静岡県薬剤師会旅費規程（平成6年3月10日制定）は廃止する。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1 国内出張旅費（第 6 条関係）（単位；円）

区 分	日当 (税引額)	交通費	宿泊料	
			A地域	B地域
役員	4,000	実費	13,000	11,000
職員	2,000	実費	11,000	10,000
上記以外の者	3,500	実費	11,000	10,000

- (注) 1. A地域は、東京都及び静岡県外の政令指定都市をいう。  
2. B地域は、A地域以外の地域をいう。

別表第 2 海外出張旅費（第 16 条関係）（単位；US\$）

区 分	日当	宿泊料	
		A地域	B地域
役員	50	100	90
上記以外の者	40	80	70

- (注) 1. A地域は、アメリカ合衆国、カナダ、欧州連合、アフリカ大陸、ロシア連邦、豪州、中南米及びインド共和国をいう。  
2. B地域は、A地域以外の地域をいう。